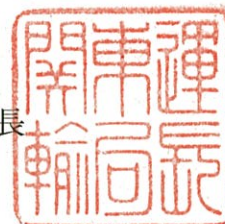




関自貨第1629号
関自保第278号
平成30年9月26日

関東トラック協会長 殿

関東運輸局長



平成30年台風第21号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

標記について、国土交通省自動車局長から平成30年9月14日付け国自安第101号及び国自貨第70号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計い願います。

国自安第101号
国自貨第70号
平成30年9月14日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

平成30年台風第21号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

平成30年台風第21号の通過により、大阪湾沿岸部等において、高潮等によって車両が水没する等の被害が発生したところであり、これに伴い、被災した貨物自動車運送事業者においては、被災地内における輸送力の確保に支障をきたすおそれが生じている。

このため、当該被災地において水没等により車両が使用不能となった場合においては、一時的かつ緊急的な措置として、①自社営業所間の車両移動に伴う事業計画変更の手続等について事後手続（事後届出等）によることを可能とするとともに、②使用不能となった車両に代替する車両について、事前に事業計画変更届出を行うことによりレンタカーによる増車を可能とすることとするので、了知されたい。

なお、公益社団法人全日本トラック協会に対してもこの旨周知していることを申し添える。

別紙様式 1

平成 3 0 年台風第 2 1 号による被害を踏まえた臨時車両届出証

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	
届 出 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

注意事項	1. この届出証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。 2. この届出証は、届出期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。
------	---

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 印

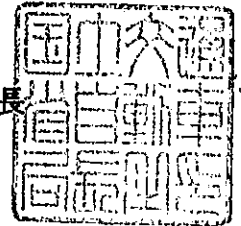
(日本工業規格 A 列 4 番)



国自安第101号の2
国自貨第70号の2
平成30年9月14日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



平成30年台風第21号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

平成30年台風第21号の通過により、大阪湾沿岸部等において、高潮等によって車両が水没する等の被害が発生したところであり、これに伴い、被災した貨物自動車運送事業者においては、被災地内における輸送力の確保に支障をきたすおそれが生じている。

このため、一時的・緊急的な措置として、各地方運輸局等に別紙のとおり周知したので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知願いたい。